

町民からの声への対応状況

平成24年8月受付分

受付月日	項 目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
8月 1日	障害者作業所の賃金について	障害者作業所の賃金が、A型作業所は県の定める最低賃金、B型作業所では自給200円くらいです。 B型作業所でも最低賃金となるよう県に働きかけていただきたい。	一般企業等での就労が困難な方に、働く場の提供と知識・能力向上のために訓練を行う「就労継続支援」があり、雇用のA型と非雇用のB型があります。 A型は雇用契約を結んだ事業所で行うため、最低賃金や労働法規などの適用が求められるのに対し、B型は「活動機会の提供」や「訓練」を目的としているため、法令の適用外であり、作業工賃を分配することになっており、県に働きかけることはできません。 しかし、低い作業賃金が全国的に問題となっており、本年4月に工賃水準が向上する取り組みが進められており、北栄町でも進めていく予定です。	福祉課
8月 1日	小中学校のいじめ問題について	小中学校でのいじめをなくすため、教師を定年退職された方にボランティアをお願いし、一つの教室に一人配置していただき、休憩	いじめ問題については、各学校において防止対策を十分協議し、取り組んでいます。例えば、日常的に起こるささいなトラブルも、いじめに発展するかもしれないという危機感を持って児童生徒を観察し、対話す	教育総務課

		時間にボランティアの教師が目を光らせるようなシステムを作ってはどうか。	るよう務めてきました。また、個別面談による教育相談やアンケートを実施し、児童生徒の悩みを絶えず拾い出すこともしてきました。 今後も児童生徒同士や教師との信頼関係の構築、学校と教育委員会との連携を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んでいきます。 教育委員会としては、ボランティアを配置することは考えていません。	
--	--	--	---	--